

「影響」に関するメタ応用倫理研究  
- 因果的影響論から主体的影響論へ -

松井 富美男

【キーワード】影響・支配・原因・結果・自由・作用・主体

## 1. はじめに：メタ応用倫理学の提唱

倫理学は、種族や民族における習俗・習慣・エチケットなどの道德現象の記述を主題とする記述倫理学、法や道德における規範性の根拠付けを主題とする規範倫理学、「よい」「正しい」「べきである」などの道德言語の分析を主題とするメタ倫理学、そして環境倫理・生命倫理・情報倫理などの諸問題を扱う応用倫理学とに分かれる。応用倫理学は、80年代後半に登場してきた新しい学問であるが、他の倫理学部門から一線を画する形で発展を遂げている。応用倫理学は、道德現象の記述や道德言語の分析を目指すのでも、道德規範の「応用」を目指すのでもない。応用倫理学にとっては、アクチュアルな「問題」にいかに取り組み、そしてそれをいかに解決するかが重要である。しかし「問題」そのものは、応用倫理学の枠内に潜むのではなく、むしろ他分野に、しかも複数に跨って存在している。それゆえ応用倫理学においては、法学、社会学、教育学、文化人類学、生物学、医学などの他分野への積極的なかわり合いが求められる。こうしたかわり合いをもたない応用倫理学はアクチュアリティーに欠け、自らの存在感を示すことはできない。このことは、裏返して言えば、他分野の専門家も「問題」を共有することで応用倫理学に携わることができることを示している。もともと応用倫理学には中核領域が存在しないから当然と言えば当然である。しかし、いかなる形で応用倫理学に関与するにせよ、忘れてはならないのは、「応用倫理学」と銘打っている以上、倫理的判断が問題になるということである。倫理的判断というのは、真偽が問われる事実判断でなく善悪が問われる価値判断である。この点を確認できれば他分野の専門家も応用倫理学にかかわることができる。

このように応用倫理学には、倫理学から他分野に出て行く方向と、他分野から倫理学に入り込む方向とがある。いずれにしても、倫理学と他分野は「問題」を通して相互にかかわらなければならない。倫理学は他分野の事実判断を必要とするし、他分野も倫理学の価値判断を必要とする。そうなると事実判断と価値判断がいかなる関係にあるのかが次に問われてくる。この問題は伝統的倫理学においても繰り返し論じられてきた。倫理学の専門家はこのような問題に対して少なからず免疫をもつが、他分野の専門家は必ずしもそうではない。彼らは、倫理的判断をくだすことと個人感情の表明とを混同したり、事実判断が問題となる場面で価値判断を無意識的に紛れ込ませたりしている。さらにまた一般に流布している諸概念を当然のように受け止め、それを後押しする形で調査研究を行ったりもしている。このような無反省的な取り扱いには要注意である。それゆえ応用倫理学は、他分野との連携を保持しつつ、他分野で常識となっている諸概念を洗い直す責任をおっている。これは文字どおり応用倫理学に対するメタ倫理的な作業になるので、メタ応用倫理学と称することもできる。本稿はこうした立場から影響概念について検討する。

## 2. 「影響」の概念

かつてライプニッツは、ロックの白紙説に反対してモナド論を唱え、モナドは何かが入ったり出たりする「窓 fenetre」をもたないと明言した。<sup>1)</sup>モナドは不可分な単純実体であり、外部から影響されない代わりに外部に影響することもできない。とすればモナド自身は全然変化しないのかと言えばそうでもない。エンテレケイア(内的原理)に基づいて一即多としてのモナドの表象が変化する。その最高の発展段階が「精神 esprit」と呼ばれる。人間は植物や動物とは異なり

このような最も明晰な表象をもつことができる。しかしこうした内発論は人間には不十分である。人間は社会的動物であり相互に影響し合いながら発展する。晩年のソクラテス像は青年プラトンの目にしっかりと焼きついていたし、イエスもパテスマのヨハネから洗礼を受けざるをえなかった。またケプラーはティコ・ブラーエから、親鸞は法然から、本居宣長は賀茂真淵から、それぞれ決定的な影響を受けて後世に名を馳せた。ゲーテとシラー、ハイデガーとヤスパース、武者小路実篤と志賀直哉の関係も同様である。彼らも実存的交わりを深めながら互いに影響し合った。言うなれば、あらゆる人間文化は影響の産物である。

「影響」という語は、放射線・電波・喫煙・ドラッグ・アルコール等々による身体や健康への影響、酸性雨・農薬・化学物質等々による自然環境への影響、情報化・マスコミ・ゲームソフト等々による子どもへの影響といった具合に色々に使用される。その用例は概して二通りである。一つは自然科学的な用例であり、もう一つは社会科学・精神科学的な用例である。前者では身体や物体に対する外的な影響力が中心となるのに対して、後者では精神や心に対する内的な影響力が中心となる。だがこのいずれであっても、影響力の範囲や強度において不確定要素が付きまとう。例えば地球温暖化とは、温室効果ガス濃度の上昇で太陽エネルギーの吸収と放出のバランスが崩れて地表温度が上昇し、異常気象となって生態系に影響が現れる現象をいう。では、具体的に生態系はいつ、いかにして、どの程度影響されるのか、といった厳密な因果関係になると、その確定はほとんど不可能である。というのも原因から結果に至るメカニズムが複雑すぎて予測範囲をはるかに超えるからである。逆に言えば、それぐらいに地球環境問題はグローバルなのである。また放射線の人体への影響に関しては、1000レム以上の線量を全身に浴びるとほぼ死に、100レム以下だと自覚症状がほとんど現れず、25レム以下だと通常の臨床検査でも異常は認められない。それでも突然変異などの遺伝障害や癌などの晩発性障害が生じたりする。<sup>2)</sup>放射線が人体に悪影響を及ぼす点ではここでも因果関係が成り立つ。しかし具体的に、放射線がいつ、どのような形で人体に影響を与えるのか、といった厳密な因果関係になると、人間の個体差も考慮しなければならぬのでその確定はむずかしい。ゲームソフトによる子どもの精神的発育への影響に関しては、その影響力を個別に測るのではなく、<ゲームソフトに触れたことのある子どもの集合>と<ゲームソフトに触れたことのない子どもの集合>との間で有意差があるかどうか問われる。そして有意差があれば、ゲームソフトと子どもの精神的発育との間に因果関係があると断定される。この意味での因果関係だと、緩やかな因果関係が成り立つのかもあやしい。統計的な有意差は一定の因果的傾向が見られるということを示すだけである。

ここで「影響」の語義について少し触れておこう。まずその漢語は、声があれば響きがあるように原因があれば必ずそれによる変化があることを意味する。<sup>3)</sup> またこれに当たる英語は *influence*、ドイツ語は *Einfluß* で、共に「流れ込む」といった意味がある。また英語では *affect* という動詞もしばしば使用される。これはラテン語の *afficio* に由来し、「働きかける」「刺激する」「弱くする」などの意味がある。ここから「影響」とは何か作用してそのものに変化をもたらすこととして定義される。その際に変化がよい結果として現れる場合と悪い結果として現れる場合とがある。J・S・ミルは『自由論』において次のように述べている。

「ある人の行為の何らかの部分<sup>1)</sup>が他者の利益を害する形で影響するやいなや、社会はその行為を管轄する。...しかしある人の行為が自分以外のどの人の利益にも影響しないときには、このような議論を楽しむ余地はない。」<sup>4)</sup>

ミルは、他者の利益を損なう行為を悪とみて、この防止のために社会が個人の自由に干渉することを容認した。ミルの関心は最初から悪影響つまりリスク論にある。今日、このようなリスク論は、環境倫理や技術倫理などの分野でますます重視されている。しかし「影響」という語はこのようなマイナス用法にとどまらない。例えば政局への影響や株式動向への影響といった具合に吉と出るか、凶と出るか、先の見通しが立たない場合や、国際交流が教育により影響を与えるとい

った具合にプラス面が強調される場合にも用いられる。このように「影響」という語はプラスとマイナスの両方向に関与しうるが、どちらかと言えば後者の方向で話題になることが多い。<sup>5)</sup>ミルも明らかにこの意味で使用している。一般に功利主義はマイナス影響とプラス影響を共に含む「全体状況 total situations」<sup>6)</sup>の中で行為の可能的結果を考量する。もっとも、何十年、何百年にも互る長期的影響力ともなれば、そうした考量も不可能である。秦の始皇帝は、民族を絶滅した点では、ネロ、ヒトラーを凌ぐ歴史上最大の暴君であったが、現代中国にとっては観光資源の最大の功労者である。歴史はしばしばマイナス影響をプラス影響に、プラス影響をマイナス影響に転じる悪戯をやつてのける。このように時間が経てば経つほど色々な要素が複雑に絡んで所期の影響力は徐々に薄れて変質していく。そのために長期的影響力を考量するには「小池のさざ波 ripples in the pond」<sup>7)</sup>を要請する必要がある。これは遠い将来の影響力はさざ波のように徐々に薄れてゼロとなると想定するものだ。影響力というエネルギーは慣性の法則のように無限には伝播しない。そのエネルギーは徐々に拡散してやがては消失する。では、影響力はいつの時点からゼロとして算定されるべきなのか。これを大げさに見積もれば、未来世代のために現在世代が犠牲にされかねない。しかもこの場合に、身体的影響力だけでなく精神的影響力も含めて問題になるとしたら、なおさらやっかいである。神経過剰社会の想定は治安維持法の再現を許す結果にもなろう。ミルが公的領域にかぎって個人の自由の制限を是認し、私的領域に関しては個人の活動を最大限に保証しようとした狙いも分らなくはない。しかしこうした狙いとは裏腹に、現在では自己責任の放棄と共に過剰なセキュリティ社会、ひいては甘えの社会が出現しつつあるように思われる。そうしたとき重要な役割を果たすのが「影響」という概念である。

### 3. 因果的影響論

最初にジョン・マーチン・フィッシャーの『道徳的責任』の序論における哲学的フィクションを紹介したい。<sup>8)</sup>それは次のような内容である。あなたの友人が幼い時からカリフォルニア研究所の科学者集団によって脳を完全にコントロールされていることを、あなたは偶然にもある時発見したとする。その場合に、友人が空港であなたを乗せる約束を守らなかったとしても、彼に腹を立てるわけにはいかないし、また反対に、この友人が空港に来る代わりにユナイテッド・ウェイ（ボランティア団体名）の募金活動を手伝っていたとしても、彼の慈善行為を推奨するわけにはいかない。いずれの場合も、責められたり褒められたりするのとは、友人ではなく科学者集団である。

このように友人への評価は「発見」の以前と以後とで一変することになる。フィッシャーは、このフィクションを責任論への足掛かりにしている。しかしここではフィッシャーの意図から離れて検討することにする。また話を簡素化するために、「あなたの友人」をA、「科学者」をBとおくことにする。その際に問題となるのは、AとBがいかなる関係にあるのか、ということである。結論から言えば、この場合「AはBによって影響された」というのは正しくなく「AはBによって支配された」というべきであろう。では、「影響される」とことと「支配される」とこととの間にどのような相違があるのか。「支配される」という場合には、命令、強制、強要、威嚇、圧力などを通じて支配者と被支配者との間に一定の権力関係が存在する。これに対して「影響される」という場合には、このような権力関係を特に想定する必要はない。それにもかかわらず、結果として「支配される」場合と同じような効果を生む。こうした効果は、思考の変化を通じて間接的に現れる場合と、衝動のように直接現れる場合とがあるが、最終的には声音、表情、身振り、態度、行動などの身体的変化や運動となって現れる。すなわち、いかなる意識的变化も「空間化」を伴うので、身体が何の影響も受けずに心や精神だけが影響されることはありえないのである。

「変化」の点では、上述のAの行動にも変化が見られる。Aは空港で乗せる約束をしたのにもかかわらず破ったのだから、Aの行動に「変化」が生じている。だがこの変化はBによって意図

的に生み出されたものである。この変化を生み出そうとする意図は、Bの頭の中にあつてAの頭の中にはない。そもそもAはこの変化に関与することができない。もし変化に関与できる判断力や自由をAがもつのであれば、この変化の責任はAにあるだろう。それゆゑ「影響される」場合と「支配される」場合とを区別する基準は、変化そのものにあるのではなく変化に関与するの存在にあることになる。人間の場合にはこの「自由」を意味する。したがつて「支配される」と「影響される」とを「自由」でもって区別するならば、前者は自由の不在として、後者は自由の喪失として規定されう。ここで「自由の不在」とは文字どおり自由がないことを意味し、「自由の喪失」とはそれ以前にあつた自由が失われることを意味する。ここから明らかなように、「影響される」という場合には、存在から非存在への「変化」が含まれる。この点が「影響される」と「支配される」との相違である。しかしこの規定ではまだ不十分である。例えば子どもが大人から影響を受けるという場合に、子どもに自由があるのかどうかははっきりとしない。子どもは自立的な判断力をもつ以前に影響されている可能性がある。そうであれば子どもは大人から「影響された」と言うべきではなく「支配された」と言うべきであろう。同じことはボーダーレスな患者や老人にもいえる。このように自由の存在/非存在でもって「影響される」と「支配される」とを形式的に区別するとしても、自由内容が確定されないかぎり、この区別がどれだけ有効であるかは疑問である。

ともあれ影響概念は自由の存在を含意する。このことは、裏返して言えば、影響を受けない可能性が残されているということである。また当該の自由は、支配関係や影響関係に入るか、入らないか、を決定する自由とも異なる。この自由は「関係」が成立する以前の自由であるから、支配関係と影響関係のどちらにも関与できる。しかし支配関係が成立している場合にはこうした自由は存在することができないし、逆に自由がまだ存在するのであれば支配関係が未成立な可能性がある。これに対して影響関係の場合には、関係成立後も影響されない可能性が残されている。これはある意味において矛盾である。というのも影響されないものは影響関係の<外側>に位置し、影響関係の一翼を担うことができないからである。確かに論理的にはそうなるが、実際には当のものが<影響されるものの集合>に属するのか、<影響されないものの集合>に属するのか、は明確ではない。影響関係は、支配関係とは異なりこうした不確定要素を含む。

先述のケースでは、行為の原因となるのはBの意図である。結果的にAの行為に変化が生じても、その変化はA自身によつてもたらされたものではない。なぜならAには、その因果系列から抜け出す自由、あるいはそれを変更しうる能力に欠けるからである。ここで便宜的に「強制」を用いて自由を規定しておく、自由とは強制がないことである。とすれば「支配」は必然的に「強制」を含むから、こうした状況では自由が存在しないことになる。これに対して影響される場合には想定そのものが変わる。確かに結果から見て、Aが支配されたかのように影響されること、すなわち支配された結果と影響された結果が一致する可能性はありうる。この場合に「Aが支配された」という言明と「Aが影響された」という言明は、効果の点では等価であっても構造的には必ずしもそうではない。

「Aが影響された」というのは、影響過程でAに自由が存在していて、影響されない可能性を残しつつも結果として影響されるという事態を表している。逆に言えば、BのAに対する強制力不足が想定されう。ここではBがAの脳を直接コントロールして行動を起こさせる、といったような因果関係が成り立つわけではない。影響関係においては、Bの意図とAの行動との間にAの心的領域が介在し、ここに自由が存在する。Aへの強制力をもたないということは、言い換えれば、Aが消極的自由(～からの自由)をもつということである。「影響する」とは、このような消極的自由を包含しつつAをある意図された事態へと誘導することである。その際に「誘導」は「強要」とも異なり期待効果を生まない可能性を含む。この場合にはBの意図が必然的にAの支配原

因となるような厳密な因果関係は成り立たなくても、緩やかな因果関係は成り立つ。なぜなら B が A に影響を与えるとき、B の影響力は A にとって必要不可欠であり、そのために結果から見れば、A に対する B への影響力が必然的であるような因果関係が形成されるからである。ただし、ここでの因果関係は、原因からその結果に至る下降的な因果関係ではなく、結果からその原因に至る上昇的な因果関係である。影響結果が事実として存在する以上、その原因が必ず存在するはずであり、そのために結果に対する必要条件としての原因が求められる。すなわち、原因を p、結果を q とおくと、これは  $q \supset p$  (  $\supset$  は「もし～ならば」の意味 ) の成立を受けて  $p \supset q$  を導出するもので論理的には真でありえない。真となるのは  $\neg p \supset \neg q$  (  $\neg$  は「～でない」の意味 ) という論理式のみである。しかし、いかに論理的に正しくても、この論理式は B が A に影響する形で A は影響されなかった、ということを示すだけである。厳密な因果関係が形成されるためには、同一結果が生じる十分条件としての原因が特定されなければならない。影響概念はこのような原因概念ではなく、せいぜい必要条件としての原因概念を包含するだけである。影響における因果関係が「緩やか」であるのはこのためである。

#### 4. 列車事故の事例

電車の運転士が時間の遅れを取り戻すために制限速度を大幅に超過して運転した結果、列車が脱線したという場合、この脱線原因は何であろうか。運転士が時間に遅れたことか、遅れを取り戻そうとしたことか、それとも速度超過であろうか。脱線事故に対する厳密な因果関係を構成しようとするれば、速度超過をその原因に挙げなければならない。速度超過と脱線事故との間には物理的な因果関係が成り立ち、速度超過から脱線事故までの過程は必然的で人為的可変の余地はない。すなわち、 $p \supset q$  という下降的な因果関係が成り立つ。これに対して、運転士が時間に遅れたことや、遅れを取り戻そうと意図したことはどうか。運転士が速度超過したのは遅れを取り戻そうとしたためであり、遅れを取り戻そうとしたのは時間に遅れたからである。ここから逆に、運転士は時間に遅れたのでその遅れを取り戻すために速度超過した、というように因果関係を構成することができる。だがこの種の因果関係は、因果的説明によるものではなく目的論的説明によるものである。因果的説明と目的論的説明とは原因概念が異なる。前者は cause を表し、後者は reason を表す。<sup>9)</sup> ある結果を必然的に引き起こす原因概念が cause である。reason は why に対する原因概念である。例えば x が y を殴ってケガをおわす場合、y がケガをおわされた原因は x が殴ったことである。この場合には「x が殴ったから y はケガをおった」と記述される。これは因果的説明による因果関係を表している。しかしこの説明では、なぜ x が y を殴らなければならなかったのかは明らかではない。そこでさらに x が y を殴った理由が問われることになる。これに対して、腹が立ったことがその理由である場合には、「x は腹が立ったから y を殴ってケガをおわせた」と記述される。これは目的論的説明による因果関係を表している。この場合に「～から」という傍点部分に注意すべきである。「x が殴ったから」という記述は物理的原因を表し、「x は腹が立ったから」という記述は心理的原因を表す。われわれはこれらの原因を適用対象(相手)によって使い分けている。例えば野生のタヌキが深夜路上で撥ねられた場合の事故原因は、タヌキが路上に飛び出したことである。しかしタヌキではなく人が同じ状況に置かれる場合には、「路上に飛び出したから」という理由だけでは満足できないから、「なぜ深夜に?」「何の目的で?」といった具合に、さらに心理的原因が求められる。この相違点はどこにあるのか。なぜわれわれは、人間の場合と動物の場合とで、原因のカテゴリーを使い分けるのか。

ところで、事実命題というのは、その内容が時間空間的に確定される反証可能な命題でなければならない。脱線事故であれば、運転士が時間に遅れたこと、速度超過したこと、そして列車が

脱線したこと、などが事実命題である。しかし運転士が遅れを取り戻そうと意図したことは事実命題ではない。なぜなら「～を意図する」という命題内容を、時間空間の上から具体的に確定することはできないからである。この命題は、言うなれば意志命題である。一般には行為に際して意志や意欲がまず先行し、そのあとで身体的動作が起こると考えられている。だが意欲は身体と共に瞬時に去来する場合もあれば、連続的に一定期間生じる場合もあれば、また断続的に生じる場合もある。その時間性はきわめて曖昧である。ところが上昇的な因果系列では、意志命題のための場所がきちんと確保される。このことを説明するために時間を  $t$ 、数直線を  $L$  とおいて考えよう。

出来事の結果から因果律を構成すると、列車が遅れたのは  $t_1$  の時間、遅れを取り戻そうとしたのは  $t_2$  の時間、速度超過に及んだのは  $t_3$  の時間、列車が脱線したのは  $t_4$  の時間であるとして、 $t_1$   $t_2$   $t_3$   $t_4$  のように数直線  $L_1$  上に時間経過が示される。だがこのような時間経過は虚構である。なぜなら  $t_1$ 、 $t_3$ 、 $t_4$  の時間経過を示す数直線  $L_1$  と、 $t_2$  の時間を示す数直線  $L_2$  は本来別々のもので、 $L_1$  は物理的時間にかかわり、 $L_2$  は意識的時間にかかわるからである。それゆえ  $t_1$  から  $t_4$  までの時間系列は連続的ではなく、 $t_1$  から始まる時間系列は  $t_2$  の直前でいったん終了し、 $t_3$  から新たな時間系列が開始されたとみるべきである。厳密な因果関係においては、起こるべくして起こったことだけが記述の対象にされる。脱線事故が起こるためには速度超過は不可欠である。逆に速度超過すれば必ず脱線事故が起こる。この関係を論理的に説明すれば、 $p \rightarrow q$  と  $q \rightarrow p$  が同時に成り立つ。すなわち、 $(p \rightarrow q) \wedge (q \rightarrow p)$  (は「等値」の意味) となる。ところがこのような厳密な因果関係の中に、運転士の遅れを取り戻そうとする意図を盛り込む場合には、当初の因果関係は変質して  $q \rightarrow p$  が成り立っても  $p \rightarrow q$  は成り立たない可能性がある(逆は必ずしも真ならず)。すなわち、脱線事故の原因の一つに、遅れを取り戻そうとする意図を加えるにしても、それは必要条件であって十分条件ではないので、遅れを取り戻そうとする意図が必ずしも脱線事故を引き起こすわけではない。それゆえこの場合には、遅れを取り戻そうとする意図が脱線事故を引き起こしたのではなく、脱線事故に影響を与えたと言うべきである。

しかし遅れを取り戻そうとする意図を物理的時間系列から意識的時間系列に移し変えたとしても、それで問題がすべて片づくわけではない。というのも遅れを取り戻そうとする意図が先行原因に対する身体の直接的な反応結果である可能性もあるからである。すなわち、列車の遅れが運転士の内に不安や恐怖を駆り立てた可能性もないわけでない。とすれば、遅れを取り戻そうとする意図が列車の速度超過を引き起こしたのではなく、列車の遅れが運転士に不安や恐怖を駆り立てて列車の速度超過を招いたことになる。ショーペンハウアーに従うならば、われわれは意欲を意欲することはできない。<sup>10)</sup> 意志とは身体そのものであり、不安や恐怖は興奮、紅潮、動悸、息切れなどの身体現象の一部である。よって遅れを取り戻そうと意図するよりも前に あるいは、その意図すら存在しなかった可能性もあるのだが 不安や恐怖が起こると同時に速度超過していた可能性もある。もしそうであれば一連の出来事は身体運動の必然的な結果として記述されるので、原因系列を新たに開始するカント的な意味での「可然的原因」、すなわち意志命題は成り立たなくなる。このように結果  $q$  に対する原因  $p$  を確定することは実際にはかなりむずかしい問題である。

さらに別の問題もある。これまでの議論では、影響を与えるもの(影響作用)が影響を与えられるもの(影響対象)に対して一定の意図をもつことが想定されていた。しかし、そのような意図すらなく、影響作用と影響対象の関係そのものがはっきりとしない場合はどうか。例えばゲームソフトが子どもの精神的発育に影響を与えるといった場合はどうか。最近では、「人を殺してみたかった」というような殺人動機が報告されている。そしてこうした動機が殺人ゲームソフトの影響によることも指摘されている。サディストの存在は悪を助長する可能性があるので社会にと

っては好ましくない。しかしスマートの例を借りるなら、<感覚的存在者が一人も存在しない世界>と<人殺しを想像することで悦びを感じるサディストがたった一人存在する世界>とでは、快樂主義的功利主義の前提に従えば、快を含む後者の方がよりよいことになる。<sup>11)</sup> もっとも、このサディスト以外に、サディズムの標的となる他者が存在する場合には、サディスト自身の存在によって引き起こされる不安感や恐怖感などの苦の量も考量される必要があるから、同じ結論には至らない。この場合には、意図された結果（快）よりもむしろ副次的な影響力（苦）の方をより重視すべきであろう。だが世界に他者が一人も存在しない場合にはどうか。サディストの存在そのものが絶対悪でないとしたら、サディストから影響を受ける人間が存在しないので、快の量が道徳的判断の規準とならざるをえない。

この事例は、馬鹿げているようで影響論における重要な点を示唆している。いかなるゲームソフトもユーザーを楽しませる目的で作られている。だからユーザーがゲームソフトに興じるあまりに悪影響を受ける場合には、ゲームソフト本来の意図とその影響結果との間に因果的なズレが生じる。この場合に、影響関係はどのように構成されるのか。先述のように、自然科学的な影響関係においては、物と物、あるいは物と人間との因果関係が問われた。台風や地震などの自然現象は物理的にも心理的にも人間に大きな影響を与える。この場合には影響作用と影響対象との間に因果的なズレは存在しない。台風や地震は人命や家財を奪い、そのことがさらに人間の心に大きな影を落とす。このような心理的影響は、自然災害によって引き起こされ、もし自然災害が存在しなければ生じえなかったものだ。よって自然現象と心理的影響との間には因果関係が成り立つ。しかしゲームソフトの場合、快の発生と同様にサディストの誕生を因果的な影響結果（期待効果）として説明できるかどうかは疑わしい。サディストはいかなる社会にも存在するし、逆にどんなにヒステリックな恐怖社会であってもヒューマニストは存在するであろう。それゆえゲームソフトとサディストは直接には関係なく、ゲームソフトがあろうとなかろうと、サディストは存在していた可能性がある。いずれにしても影響力を因果関係から眺めるかぎり、どこまでも原因系列を遡及し続けなければならないから、最終的にはどうにも答えられない因果の闇に至る。先述の脱線事故にしても、ゲームソフトにしても、その点では同じである。どちらにも因果関係を確定できないもどかしさがある。

## 5. 主体的影響論

これまで影響関係を因果関係になぞらえて原因系列を中心に考察してきた。しかしこのような因果的影響論はリスク論を考えるとときには有効であっても、影響現象を広く捉えるには不十分である。事実、影響概念にはマイナス効果だけでなくプラス効果も含まれる。それゆえこのようなプラス効果も視野に入れた、より包括的な影響概念が求められなければならない。そこで手懸りになるのは、起こるべくして起こる場合と、起こるべくして起こらない場合との区別である。すなわち、同じ影響下にさらされても、結果が同じになる場合と結果が異なる場合とがある。物同士ではそうではないが、影響対象が人間である場合には受け止め方が大切な要因になる。因果的影響論では、影響作用と<起こるものの集合>との関係が問われた。<起こるものの集合>とは、<起こるべきものの全体集合>から<起こらないものの部分集合>を差し引いたものである。これにより影響対象の受容性だけが強調されることになる。しかしこのような影響対象は、影響作用のパースペクティブから切り取られた固定された客体であって、客体そのものではない。例えば外光を完全に遮断した屋内でスクリーンを背景に人物にスポットライトが当たっている場面を想像してみよう。人物とスクリーンなどの中心部分は明るく、その周辺部分は薄暗く、少し離れた部分は完全な暗闇である。この場合に影響作用に相当するのはスポットライトである。スポットライトがなければ漆黒の闇が存在するだけである。では、影響対象に相当するものは何であろうか。スポットライトが直接に向けられた人物とスクリーンだけであろうか。光が届かない闇の部分は除くとしても、薄暗い周辺部分はどうか。この部分は、その存在性において人物やスクリーンと

は異なり、富士山に対する月見草のようにスポットライトにきちんと対峙していない。スポットライトからすれば、それは取るに足らない残影、残像、ノイズにすぎない。だから因果的影響論は、この部分を除外して、影響作用のパースペクティブの下に影響対象を構成しようとする。だがこのような影響論がいかに意図的に創出されているかは明らかであろう。

ところで応用倫理学でもしばしば厳密な概念規定が問題となる。例えば所有とは何か、権利とは何か、責任とは何か、といった問いがそうである。哲学は有史以来このような概念規定に繰り返しかかわってきた。プラトン対話篇を見ても、哲学の目標が概念規定にあることが伺える。ソクラテスは、ソフィストたちが提出する<A>や<B>などの個別規定に対して<非A>や<非B>といった具合に制限を加えながら一般規定を見いだした。これは概念を明晰にするための技法の一種である。こうした技法は二十世紀に形を変えて分析哲学に受け継がれた。分析哲学は「言い表すことのできない答えに対しては問いも言い表せない。謎は存在しない。およそ問いが立てられれば答えることもできる」<sup>12)</sup>というヴィトゲンシュタインの言説を信奉して、オッカムの剃刀ばりの言語分析を繰り返した。このような「言語論的展開」は、哲学的命題から科学的命題への格上げを可能にしたとはいえ、逆に哲学の支配領域を狭めて相対主義や主観主義の台頭を許した。しかし倫理学、芸術、宗教などの「語れないもの」の封印はアカデミックな世界に有効なだけである。現実には多くの倫理的諸問題が横たわっている。情報倫理、生命倫理、環境倫理、フェミニズム倫理などの、いわゆる応用倫理学には、概念の明晰化によっても容易に解消できない切実な問題が潜む。これらの多くが複合的なので、言語が問題の限界となるといった方法論ではどうも対処しきれない。「始めにロゴスがあった」のではなく「始めに問題があった」のである。では、対象とされるべき問題はどこに存在するのか。問題となる対象は、可能性のレベルではわれわれの前に無数に存在している。しかしこれらが問題として「現実化」するためには、主観による能動的な働きが不可欠である。

プラグマティズムの格率によれば、「もしあれかこれが真だとしたら世界はいかなる点で異なるのか。もし何も変わらなければ選択肢は無意味である。」<sup>13)</sup>と言われる。この言葉はそのまま原因系列の遡及に熱をあげて因果の間に陥った因果的影響論への警句となる。繰り返しになるが、影響とは何かに作用してそのものに変化をもたらしことを意味した。つまり影響概念は「作用」と「変化」を共に含意する。因果的影響論はこのうちの「作用」にのみ、すなわち影響原因にのみ目を向ける。しかし広義の影響概念を把握するためにはこれだけでは不十分である。影響結果における「変化」にも目を向ける必要がある。その際に<起こるもの>だけに目を向けても変化は捉えられない。<起こるもの>の変化は、<起こらないもの>との相関性によって露わとなる。それは、白地に白字は目立たなくても、白地に赤字が目立つのと同様である。また先述の例では、人物やスクリーンの「明るさ」は周辺部分の「暗さ」によって際立たせられる。すなわち、闇がなければ光は機能しない。だから天地創造は闇の深淵から始まったのである。物体の運動はどうか。自分が乗合している列車の運動は外側の風景の動きから知覚される。風景は実際に動くわけではなく、列車自身の運動が相対的にそう見えさせるだけである。この場合も「運動」はその対立概念である「静止」との相関性において成り立つ。また母親はいじめ被害を隠し立てするわが子の悲しみを、普段とは異なる子どもの態度や様子の変化から汲み取る。もし母親が日頃から子どもに冷淡で無関心であったなら、こうした「変化」を察知することはできないであろう。<起こるもの>についても同様である。影響における変化は<起こらないもの>から<起こるもの>への移行として把握される。変化が確認されるためには<起こるもの>と共に<起こらないもの>への注視が必要である。このように影響対象における変化は<起こるもの>と<起こらないもの>との相関性によって説明されうる。

しかし影響が実際に現れる場合は除くとして、影響が現れないものを影響対象に包含するのは矛盾のように見える。こうした矛盾は、影響対象が影響作用のパースペクティブの下に置かれることから生じる。それゆえ影響対象を影響作用から解放する必要はある。こうすることで影響さ



れることも影響されないことも可能な対象が浮かび上がる。「対象」を表すドイツ語は Gegenstand である。これは<対して - 立つ>という意味である。とすれば自らが「対する」影響の「作用」そのものが存在しないのだから、「影響対象」という言い方が適切かどうかは疑問である。このような対象は、影響から自由な対象なので「影響対象」と命名するよりも「影響主体」と命名する方がより適切であろう。影響現象を因果関係の内に包摂するかぎり、影響されるものは「対象として」の限界を超えられない。この場合には影響するものがあるから影響されるものがあることになる。だがここでは、影響されるものがあるから影響を与えるものがあるといったように規定関係が逆転する。これにより影響される主体という概念が可能になる。因果的影響論からすれば、影響結果は起こるべくして起こったものとして表され、影響するものと影響されるものとの間に因果的なズレは生じない。だがこうした見方は、とりわけ精神的・心理的な影響を勘案するときには支障となる。いじめ問題を理解するためには、いじめを<する側>だけでなく<される側>にも目を向けなければならない。それと同じように影響作用の側からだけでは、影響における「変化」は十分には捉えられない。

「変化」から見た影響論は別の意味でも重要である。影響にはプラス効果とマイナス効果があることは既に指摘した。影響されるものを主体としてみることであれば、プラス影響論にも道を開くことができる。アウグスティヌスや親鸞における「覚醒」や「改悛」がいかに彼らの主体的契機に依存していたかは断るまでもなからう。このような影響論の解明は、影響されるものの主体性に光を当てることではじめて可能になる。もし影響現象が影響作用によって一方的に引き起こされるのだとしたら、なぜ同一作用に対して<影響されるもの>と<影響されないもの>が存在するのかを説明することはできないであろう。主体的影響論であれば、このような難点を容易に克服できる。影響されるものの主体的契機が意識的にしろ、無意識的にしろ、影響以前に潜んでおり、こうした契機が同一作用に対して<影響されるもの>と<影響されないもの>との区別を可能にしているのである。

## 6 . おわりに：責任の所在

以上のことから、「影響」には因果的用法と主体的用法の両方があることが分かる。この区別は重要である。「影響する」という語は、しばしば情宣目的で使用される。マスコミの流す情報は多岐に亘っている。なかでも「あることが影響する」という情報は、二重の意味で現代社会の足枷になる。例えば「政治家の発言が金融業界に影響を与えるだろう」という情報が引き金となって、関係者が自主規制を行った結果、当該の影響が現れたとしよう。この場合、影響は政治家の発言によって引き起こされたのか、それとも関係者の自己規制によって引き起こされたのか。ここには明らかに主体と客体の混同がみてとれる。「A が B に影響を与えた」というのは過去における事実判断である。「A が B に影響するだろう」というのは未来への予測判断である。また「A の B への影響を避けるべきである」というのは価値判断である。この価値判断は最終的に「A が B に影響を与えた」という事実判断に基づくのでなければならない。ところが「A が B に影響するだろう」という予測判断が「A が B に影響を与えた」という事実判断に先行するとしたら、これこそ最も警戒しなければならないデマゴギーの典型である。この場合には、われわれは影響されたのではなく、影響されることを受け入れたと言うべきである。その責任は影響されたものの側にある。それゆえ「影響」が「支配」と同じように不可避的であったと主張することはできないのである。

注

- 1) Vgl. Gottfried Wilhelm Leibniz, Ohne Überschrift, enthaltend die sogenannte Monadologie. *Die philosophischen Schriften VI*, hrsg. v. Carl Immanuel Gerhardt, Berlin, 1885, S.607.
- 2) Super Nipponica CD-ROM 小学館「放射線」の項目参照。
- 3) 藤堂明保編『学研漢和大事典』学習研究社 1979年 440頁参照。
- 4) John Stuart Mill, *On Liberty*, *Collected Works Vol.18*, ed. by J. M. Robinson, Routledge & Kegan Paul, 1969, p.276.
- 5) 「よい/悪い影響」という日本語に対して、英語では「a good/bad influence」というように表現される。このように「よい/悪い」または「good/bad」といった形容詞を付す点では、日本語も英語も共通している。こうした表現法に加えて、日本語には「悪影響」という熟語はあるが「良影響」という熟語はない。
- 6) 影響点では加えて日本語には「悪影響」という熟語もある。言い方しかしない。はあっても「良影響」という言い方はない。
- 6) Cf. J. J. Smart & Bernard Williams, *Utilitarianism for and against*, Cambridge Univ. Press, 1973, p.32
- 7) Cf. op. cit. p.34.
- 8) Cf. John Martin Fischer(ed.), *Moral Responsibility*, Ithaca & London, Cornell University Press, 1986, Introduction, pp.9-10.
- 9) cause には「引き起こす」といった動詞の意味もある。
- 10) Vgl. Arthur Schopenhauer, *Preisschrift über die Freiheit des Willens*, hrsg. v. H. Ebeling, Felix Meiner Verlag, 1978, S.42
- 11) Cf. *ibid.* p.32
- 12) Ludwig Wittgenstein, *Tractatus logico-philosophicus*, Suhrkamp Verlag, 1963, S.114.
- 13) これはウィリアム・ジェームズの『プラグマティズム』からの引用であるが、もとはパースの言葉であると伝えられる。William James, *Pragmatism & The Meaning of Truth*, Harvard Univ. Press, 1978, p.29.